

第 46 期 会社の体制及び方針

（ 自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日 ）

株式会社サガミチェーン

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

I. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人一丸となって法令遵守を徹底すると共に企業倫理の確立に努めるため、サガミチェーン倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、内部統制・監査室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同室を中心に役職員教育等を行う。社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、内部統制・監査室並びに四半期に1回開催されるコンプライアンス委員会が実施する。これらの活動は、取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役会議事録・稟議書等取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、内部統制・監査室がガイドラインを制定し周知徹底させると共に、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。さらに当社及び子会社の連携により当社グループのリスク管理を行う。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、原則毎月1回定時取締役会を開催し、さらには原則毎週1回のグループ経営会議を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。また、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程により、取締役・使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

V. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、サガミチェーン倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを適用する。原則、毎週1回グループ経営会議を開催し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議を進めると共に、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。監査役は連結子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行うと共に、子会社の会計に関する監査及び業務監査を行い、その業務の適正さを確保する。また、内部統制・監査室は当社グループの監査役と連携し、当社グループの業務執行の適法性・効率性の実施状況を監査する。

VI. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループは、監査役から監査業務を補助するために使用人の配置要請があれば応えるものとする。監査役から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けない。また、当該使用人は、監査役の職務遂行を補助することについて、監査役の指揮命令下に置くものとする。さらに人事については、常勤監査役と協議を行い独立性についても十

分留意するものとする。

VII. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を遵守する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。また、公益通報者保護法の施行を受け、情報提供の窓口を内部統制・監査室として、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を社内規程に定め、不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、必要に応じて随時代表取締役と会合を持ち意見を交換しており、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見を交換することとする。また監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に必要に応じて会計監査人に意見を求める。さらに監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、外部の専門家を任用するための費用を会社に求めることができる。加えて内部統制・監査室とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部統制・監査室に調査を求めることができるものとする。

IX. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制・監査室を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及び当グループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。また、継続的な評価を実施し不備が発見された場合には必要な是正を実施し、内部統制が有効であるという体制を確保する。

X. 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、サガミチェーン倫理・行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」と定めており、不当請求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に取り組む。当社は平素より、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課、暴力追放愛知県民会議、外食産業暴力対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

I. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①「2015年度サガミグループ基本方針」の中で法令遵守の重要性及びその励行について記載されており、グループ基本方針発表会で代表取締役社長よりその内容の説明が行われている。
- ②当社グループでは「サガミチェーン倫理・行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」が制定され、グループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。

- ③内部統制・監査室において、全社コンプライアンス学習が原則年1回実施されている。
- ④半期毎に開催される三様会議において監査役と監査法人及び内部統制・監査室の三者間で情報の共有が図られている。
- ⑤四半期毎にコンプライアンス委員会が開催され、内部統制・監査室より報告が行われている。
- ⑥月1回実施される定期監査報告会で内部統制・監査室より監査報告が行われている。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①文書管理規程がグループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
- ②書面決議については別途議事録を作成。ワークフローシステムにより電子データとしても保存されている。
- ③ワークフローシステムによる稟議書決裁・保存処理を実施。同システム導入前の稟議書はPDF文書で保存されている。
- ④取締役会議事録は社内金庫に保管している。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「当社で起こりうるリスク」が制定されており、グループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
- ②コンプライアンス委員会で「サガミグループリスクマップ」が承認されており、毎年改定が行われている。
- ③「財務報告リスク情報管理規程」が制定され、全従業員に該当する事象が発生した際の報告書提出が義務付けられている。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会、グループ経営会議とも原則通り開催されている。
- ②組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を制定し、業務の効率化を徹底している。

V. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「サガミチェーン倫理・行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」はグループウェア内で全グループ従業員が閲覧できる状態になっている。
- ②グループ経営会議が、原則週1回開催されている。
- ③サガミサービス、サガミフード、サガミインターナショナル、サガミマイスターズ、味の民芸 フードサービス監査役は当社の監査役が兼任している。またディー・ディー・エー監査役は当社経営企画部部長が兼任しており、随時情報交換を行っている。
- ④内部統制・監査室は各グループ会社の本社、営業店舗、工場の実査を実施しており、その情報を監査役と共有している。

VI. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

適宜、各間接部門の担当部署において、監査役からの要請に応じて資料提供等を行い、適切な監査が行われるように努めている。

VII. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ①四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会（監査役はオブザーバーとして参加）で、内部統制・監査室よりコンプライアンス違反事例等について報告が行われている。
- ②監査役は、取締役会やグループ経営会議等重要な会議に出席し、審議事項の情報を共有している。
- ③半期毎に開催される三様会議（監査役、監査法人、内部統制・監査室）において内部統制・監査室より内部監査の状況についての報告が行われる。また、月 1 回実施される定期監査報告会で内部統制・監査室より監査報告が行われており、その他にも随時内部監査の報告が内部統制・監査室より行われている。
- ④当社グループでは公益通報者保護規程が制定されており、グループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
- ⑤賞与支給明細書等で公益通報窓口の連絡先や通報者の保護について従業員に周知されている。
- ⑥公益通報の内容等は、月 1 回開催される定期監査報告会及び四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会で、内部統制・監査室より報告が行われている。

VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①原則毎週開催されるグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べている。
- ②期中・期末監査時において監査役と会計監査人の情報交換が行われている。また必要に応じて会計監査人と会合を行っている。
- ③毎年会計監査人より監査概要報告を受け、報告書を受領している。
- ④四半期毎に会計監査人よりレビュー結果概要報告を受けている。
- ⑤常勤監査役が原則週 1 回内部統制・監査室と会合を持ち、取締役会・グループ経営会議における審議事項について報告を行うと共に、内部統制・監査室から臨店監査の報告等を受ける等の情報共有を図っている。

IX. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループは、内部統制・監査室を設置している。
- ②財務報告の信頼性を確保するため、「サガミグループ財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき内部統制・監査室が当社グループの評価を実施し、会計監査人の監査を経て、有効である旨の内部統制報告書を提出している。
- ③内部統制評価に関しては、毎年「内部統制評価の基本計画書」を制定し、それに準拠した評価を実施している。

X. 反社会的勢力を排除するための体制

- ①当社グループでは「サガミチェーン倫理・行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」が制定されており、グループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
- ②担当取締役及び管理部社員が当該各機関の会合に随時出席し、情報共有を図っている。
- ③新規取引先との契約書には反社会的勢力排除に関する記載を盛り込んでいる。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、「敵対的買収」であっても株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には当社株主様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社株式に対する大量買付等が行われた際に、買付等に応じるべきか否かを株主様が判断、当社が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保、株主様のために大量株式取得者等との交渉等を可能とすることで、当社の企業価値・企業業績の向上、株主共同の利益の多大な損失を回避するために、買付等を抑止するための枠組みとして、当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本プラン」という）の導入が必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、平成19年4月19日開催の第37期定時株主総会において御承認いただき、平成22年4月15日開催の第40期定時株主総会において一部修正をご承認いただきました、本プランを一部修正のうえ、当社取締役会は第43期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）で株主様に御承認いただけることを条件として、平成25年5月7日、本プランを継続することを決定し、平成25年6月26日開催の本定時株主総会において承認されました。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値について

当社は、飲食店の経営やその関連サービスを通じ、「食文化を通じて地域社会に奉仕する」「食と職の楽しさを創造する企業」「企業を通じてお客様に奉仕する」企業を目指し、また株主優待制度や配当による株主様への利益還元を行えるように日々、業績の改善と向上に取り組んでおります。これらの企業活動を実現するためには、「うどん・そば・みそ煮込と価値ある商品」「ゆっくりと食事して頂ける空間」「行き届いた接客・サービス」を提供し、お客様、お取引先様に「ありがとう」と言われ続ける必要があります。そして、売上高の拡大と利益の確保が、従業員とその家族の生活を潤すだけでなく、株主様への利益還元と内容の充実をもたらし、ひいては企業価値の向上に繋がるものと確信しております。そこで、当社は中長期的な政策を実現するために「No.1 Noodle Restaurant Company」をメインビジョンに掲げ、企業業績の拡大、企業価値の向上に向けて様々な政策を推進しております。当社の主力業態である「サガミ」は全店に「そば」を製麺する設備を有し、各店で製麺作業を行い、また「だし」につきましても、本来の風味を損なうことがないように、各店で毎日だし取りを実施しております。このように「サガミ」は46年間変わることなく、麺に対するこだわりを大切にすると共に「麺＋和食」をテーマに価値ある商品を提供しております。

また、セルフサービス麺類店の「どんどん庵」は低価格に加え、待ち時間が掛からず食べたい商品を欲しい分だけ選べる等、お客様の状況や動機に応じて、ご利用頂ける業態を展開しております。手延べうどん「味の民芸」は、和の伝統である「手延べ製法」のうどんと、「手づくりのだし」による「おいしさ」にこだわりを持ち、料理の提供に努めております。

当社を取り巻く環境は、政府による経済対策や日銀の金融政策による下支え効果もあり、企業業績や雇用・所得環境が改善環境にあるなど、緩やかな回復基調が続いておりましたが、夏場以降の中国を中心とする新興国経済の減速や、年明けからの円高・株安傾向がもたらす実態経済への影響も大きく、依然として先行き不透明な状況で推移しております。外食産業につきましては、原材料費の値上がりや、労働需給の逼迫による人件費の上昇、物価高による消費者の根強い節約志向等の影響、更には、中食需要の高まりなど小売業を巻き込んだ食市場の争奪戦となっており、依然として厳しい経営環境が続いております。かかる環境下、当社におきましては中長期にわたる企業活動の継続と発展を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、更なる経営改善が必要であると判断しております。そこで、当社は、グループ経営の効率化や社内組織の抜本的な改革、更には経営計画達成のために取り組み

内容を見える化したKPI（重要業績評価指標）を導入しております。

これらを確実に遂行することで、企業活動の継続と発展を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと確信しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する主な取組み

当社は、株主様に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、社会的なスタンスから企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの認識強化に努力しております。

当社の最高意思決定機関である取締役会は毎月開催し、必要に応じて機動的に臨時取締役会が開催されます。当社の重要な経営事項の審議・決定ならびに各取締役の業務遂行を監督しております。また、四半期毎に全取締役が参加するコンプライアンス委員会を開催し、企業倫理と法令順守の徹底を図り、コンプライアンス経営の実践を目指しております。さらに、原則、グループ経営会議を毎週月曜日に開催し取締役会のメンバー並びに執行役員、議題の関係者が出席し、業績の現状、業務の遂行状況の報告、あるいは方針を伝える場となります。

監査役会は、監査に関する方針を定め、監査役の報告に基づき協議をし、監査意見を形成します。また、監査役は取締役会およびグループ経営会議に出席し、経営の透明性・客観性・適法性をチェックするとともに、必要に応じて意見を述べます。

さらに当社は代表取締役直属の内部統制・監査室を設置しており、監査計画ならびに代表取締役からの指示に基づき、当社全体の業務運営が適法かつ社会的責任を踏まえたうえで執行されているか監査を行っております。

以上のように、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を通じた企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要

(1) 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式等の買付またはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」という）がなされる場合に、買付等を行う者または提案する者（以下「大量株式取得者等」という）に対し、①事前に大量株式取得者等から当社に対して十分な情報が提供され、②当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様は当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量株式取得者等との交渉を行っていくための手続きを定めています。

(2) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

大量株式取得者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社は、大量株式取得者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が大量株式取得者等 以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）をその時点の全ての株主様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って大量株式取得者等以外の株主の皆様は当社株式が交付された場合には、大量株式取得者等有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

〈独立委員会委員〉

社外監査役：藤井 博規

有識者：竹田 和平（竹田製菓株式会社 代表取締役会長）

有識者：小林 賢央（株式会社寿原テクノス 顧問）

2. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主様のために大量株式取得者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより継続されております。

また、本プランには、有効期間を3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主様のために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大量株式取得者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、大量株式取得者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本対応策は平成 28 年 6 月 29 日開催予定定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決定いたしました。詳細につきましては本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第 6 号議案（39 ページから 63 ページ）をご覧ください。